

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による
農山漁村の活性化に関する基本的な方針

新規制定	平成26年 5 月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 2 号
一部改正	平成27年 5 月29日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 3 号
一部改正	平成28年 3 月31日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号
一部改正	平成28年 5 月27日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 3 号
一部改正	令和元年 7 月30日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号
一部改正	令和 3 年 7 月30日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 3 号
一部改正	令和 7 年 5 月15日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 4 号

第 1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による
農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

1 意義

我が国の国土の大宗を占める農山漁村は、基幹産業である農林漁業の低迷等により、その活力が低下しており、地域の未利用の資源を生かした事業の導入による農山漁村の活性化が急務となっている。

こうした中、平成24年 7 月に再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）が開始され、再生可能エネルギー電気の発電の事業性が大幅に改善されたこと等を踏まえ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、当該地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要な課題となっている。具体的には、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を促進し、これを市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下、当該地域の所得の向上等経済的・社会的な利益や関係者の気運の高まりに結び付けるとともに、これらを継続させることにより、農山漁村の自律的な発展を図っていく必要がある。特に、再生可能エネルギー電気の発電を農山漁村の基幹産業である農林漁業の発展に結び付けることは、地域の活力や持続可能性を高めるものであり、重要である。

他方、このような取組を進めるに当たっては、農山漁村において無計画に再生可能エネルギー発電設備が整備されることにより、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域が失われ、食料供給や国土保全等の農林漁業が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないようにしなければならない。このことを踏まえ、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

以上を踏まえ、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電は、地域の農林漁業の健全な発展と調和をとりながら促進する必要がある。また、東日本大震災の津波による被害を受けた市町村や東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示の対象となった市町村（以下「被災市町村」という。）の多くが農山漁村であることに

鑑み、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）の運用に当たっては、被災市町村の復興の加速化にも資するよう、手続の円滑化等に配慮する必要がある。

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を当該地域の所得向上に結び付けるためには、地域金融機関や農林漁業者を含む市民が資金を出し、発電設備の施工、メンテナンス、運営から売電まで幅広く地元企業が参画するなど、地域の主体が発電事業に参画し、地域経済循環を高めるという視点が重要である。

法の運用開始後、平成27年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択された。「パリ協定」の発効を契機に世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、ESG投資などの動きが拡大している。そうした中で持続可能な社会の実現に向けた貢献として、農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見いだす企業や消費者等が現れており、この動きは再生可能エネルギー発電事業による農山漁村活性化を支援するものである。昨今、小売電気事業において、電気の調達先を明らかにする他にも、ブロックチェーン技術やIoT技術を活用し、どの発電所で発電した電気か分かるように農山漁村等で発電した再生可能エネルギー電気を企業や消費者等へ供給する取組も生まれており、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待される。農山漁村で発電された再生可能エネルギー電気の安定的な需要家を確保し、地域との共生を図りつつ自立化に向かう上でも、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組は重要である。また、事業者が需要家と直接電力購入契約を結ぶPPA（Power Purchase Agreement）モデルの取組も行われている。このほか、地域の農林漁業施設に再生可能エネルギーを供給し、再生可能エネルギーの地産地消と農林水産業のCO2ゼロエミッション化の両立を目指す取組も進んでいる。

さらに、近年は令和6年能登半島地震や令和6年台風第10号などの自然災害が相次ぎ、大規模な停電も発生した。今後も、気候変動による短時間強雨の頻度の増加や強い台風の増加等により被害を受ける可能性がある中で、蓄電池を活用した再生可能エネルギー電気の非常用電源としての確保や、非常時に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化の手段として、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性が高まりつつある。

このような状況の変化を踏まえながら、自然災害時等のレジリエンス強化や地方創生に資するエネルギーの地産地消など、新たな時代にふさわしい地域と共生する質の高い再生可能エネルギー発電事業の促進を図り、農山漁村、地域の活性化を図ることが重要である。

2 目標

2030年度において、法の措置の活用により、再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地域を200地域以上構築することを目指す。また、地域の未利用資源等を活用して、地域の農林漁業関連施設等でエネルギーの地産地消を推進する、農林漁業循環経済地域の構築に取り組む地区を100地区以上創出することを目指す。

第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の

発電の促進のための施策に関する基本的事項

1 国による施策の総合的な推進

国は、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、以下の施策を総合的に推進する。

(1) 市町村による基本計画の作成の促進

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電が促進されるためには、法の基本理念及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に即し、市町村による農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）が適切かつ速やかに作成され、円滑かつ確実に実施される必要がある。

このため、国は、モデル事例のノウハウの共有化及び他地域への展開をはじめとする農山漁村において再生可能エネルギー電気の発電の導入を促進するための国の各種施策の充実、基本計画の作成に当たり重要な役割を果たすことが期待される協議会（法第6条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の設置・運営に対する助言等の援助を行う。

(2) 農地法、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律等に関する知見の提供

基本計画の作成及びその実施に当たっては、法の基本理念に即し、農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

このため、国は、市町村及び再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）に対し、法に基づく特例措置の対象となっている各個別法に関する知見の提供を行う。

(3) モデル事例の紹介等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の全国的な展開を図るため、国は、全国を取組事例を調査し、評価・分析を行うとともに、その中から望ましい取組と考えられる事例や取組を進める上で留意すべき点等を農林水産省のホームページ等において随時公表する。

また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の関係者によるネットワークを形成し、課題やその克服方法の共有等を行うためのプラットフォームの構築を推進する。

再生可能エネルギーの一層の拡大に向けては、再生可能エネルギー発電事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再生可能エネルギー発電事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的である。そこで、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」において、地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の普及・促進に向けて、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰する。

(4) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

再生可能エネルギーは、世界的に発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となってきたおり、導入量が急増している。我が国においても、平成24年7月のFIT制度の導入以降、当時10%であった電源構成に占める再生可能エネルギー比率は令和4年度には約22%にまで拡大した。特に、我が国は、陸上の平地面積が小さく、洋上は急峻な海底地形であるなど、地理的制約がある中で、導入容量は再生可能エネルギー全体で世界第6位となるなど、導入が着実に進展している。

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図る、S+3Eの大原則の下で、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら再生可能エネルギーの最大限の導入を促すこととしている。

① 地域との共生

FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が進んだ結果、安全面、防災面、景観、生物多様性等の観点における環境への影響や将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっている。また、太陽光パネルについては、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定され、計画的な対応が必要となる。再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要である。

② 事業規律の強化

令和6年4月に施行された、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）により一部改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、地域住民との適切なコミュニケーションを図るため、説明会の開催等による周辺地域の住民への事業内容の事前周知をFIT制度及びFIP制度（Feed-in Premium。市場価格を踏まえて計算される参照価格と基準価格の差額等をプレミアムとして交付する制度であり、事業者の収入水準は市場価格に連動する。以下同じ。）の認定基準とした。また、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する関係法令違反を早期に是正するため、違反事業者等に対してFIT・FIP交付金を一時停止する措置を導入した。併せて、令和5年10月から、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく林地開発許可等、災害の危険に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、FIT・FIP認定申請の要件として、認定手続を厳格化した。

さらに、令和5年3月に施行された、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）により一部改正された電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、小規模な太陽光発電設備に技術基準の適合維持義務を課す等の規律強化を行った。

これらの措置等を実効的に講じるため、令和6年度から、全国の再生可能エネルギー発電施設に対して現地調査を行う体制を構築する等、執行体制の強化を図っている。

③ 農山漁村におけるエネルギーマネジメントシステムの導入

再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、電力系統に係る制約の克服と調整力の確保が重要であり、既存の電力系統の最大限の活用、ネットワークコスト改革等による電力系統の増強への対応等を進める。その際、農山漁村に合わせたエネルギーマネジメントシステム（Village Energy Management System。以下「VEMS」という。）を含めた地産地消型エネルギーシステムの普及に向けて、国及び地方公共団体が連携し、先例となるべき優れたエネルギーシステムの構築を後押しし、地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を積極的に推し進める。

(5) 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

未利用間伐材や家畜排せつ物等農林漁業の生産活動に付随して発生するバイオマスを再生可能エネルギー電気の発電に利用することは、6次産業化の取組として農林漁業の振興につながるものである。

また、我が国のエネルギー需要のおよそ半分は熱であり、特に農業生産現場におけるエネルギー消費の大部分を熱が占めている。バイオマスのエネルギー利用の観点からも、発電と熱利用を併せて行うことで効率が高まり、経費の節減に寄与することが期待されていることなどを踏まえ、バイオマス発電の際に生じる熱を農山漁村の熱需要に有効活用し、エネルギー効率を高めることで事業性を高めることも重要である。

このため、バイオマスの効率的な供給体制の構築、バイオマス関連施設の整備及び集落を対象とした木質バイオマス利用を行う地域内エコシステムの構築等の施策を推進するとともに、6次産業化を推進するための施策等の活用を促しながら、木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの導入を推進する。

また、農業水利施設を活用して土地改良区等の農業関係団体が小水力発電に取り組むことは、農業水利施設への電力の供給等により、土地改良施設の維持管理費の低減が図られることとなり、地域農業の振興に資するものである。

このため、土地改良区等が行う小水力発電の導入に関する支援を行い、農村における小水力発電の普及を図る。

農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うことを営農型太陽光発電という。営農型太陽光発電は、本来の目的に即して取り組むことで、売電収益由来の収入、電力の自家消費による光熱費削減等によって農業者の所得が向上し、地域の農業の振興に資することが期待される。今後とも適切な営農の確保を前提に地域活性化に資する形でこうした望ましい営農型太陽光発電について導入を進めていく。また、発電設備下における最適な栽培体系の実証や電力の地産地消を含めたモデル的な取組の支援のほか、望ましい営農型太陽光発電のあり方について、具体的に整理を行う。

一方、営農が適切に行われないなど、営農型太陽光発電の本来の目的から外れている事例も見られ、農村地域で問題化している。この状況を踏まえ、営農型太陽光発電に係る運用の厳格化を図るため、令和6年4月に一時転用許可の基準や提出資料等を定めた農地法施行規則の一部を改正する省令(令和6年農林水産省令第9号)を施行するとともに、制度の目的、趣旨や具体的な考え方を記載した「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」(令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知)を制定したところであり、これら農地法令等に基づき、関係省庁で連携しながら、不適切な営農型太陽光発電の解消を図っていく。

(6) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組(再生可能エネルギーの地産地消)やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化や地方創生に大きく貢献するとともに、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要である。同時に、エネルギー基本計画において示された再生可能エネルギーの地産地消の推進や第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)において地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵とされた「地域循環共生圏」の創造、第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)で示された循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行にも寄与するものである。

具体的には、地域の創意工夫のもとで形成されるP P Aモデルや再生可能エネルギー発電設備に近接した工場や家庭等で再生可能エネルギーを活用するモデルはもとより、地方公共団体、企業、市民や金融機関等の地域の主体が協力して立ち上げた地域新電力(地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。)等により、再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを自ら開発又は活用し、省エネルギー・蓄エネルギーに取り組むモデル等を構築することで、地域経済循環が生まれ地域活性化につながることを期待される。

このため、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。また、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、ロボット技術やICTを活用したスマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで、再生可能エネルギーの地産地消を拡大する。

(7) 未利用地等の有効活用

未利用地等のうち、再生利用が困難な農地については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号及び21農振第1598号農林水産省経営局長及び農林水産省農村振興局長通知)において、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、「農地」に該当しない旨判断を行うこととされており、これらの再生利用が困難な荒廃した農地について

は、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う土地利用として有効活用するため、市町村が基本計画の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）に含めることを推進する。

(8) 国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境事務所等の国の地方支分部局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

(9) 被災市町村の復興に資する取組の実施

国は、上記の施策を推進するに当たり、被災市町村の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。特に、モデル地区の形成等に当たっては、被災市町村の復興に資する取組を優先的に取り扱うとともに、これらの取組を広く全国に発信することにより、被災市町村の取組に対する国民の関心の喚起に努める。

また、福島新エネ社会構想（平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定）については、福島新エネ社会構想加速化プラン2.0（令和6年9月10日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の社会実装に向けた取組を更に加速していく。

(10) 新たな技術の地域における実装等

太陽光発電の適地が限られる中、従来設置が進んでいなかった耐荷重性の低い建築物の屋根や建物の壁面等への設置を進める観点から、令和6年11月に次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会において策定した「次世代型太陽電池戦略」に基づき、軽量・柔軟等の特徴を兼ね備えるペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装を進めていくこととしている。

脱炭素社会に向けて、新たな脱炭素型製品・技術が開発・実証されており、こうした技術の社会実装を通じて、地域活性化が促進されていくことが期待される。

2 都道府県による施策の推進

都道府県においては、当該都道府県の区域内における再生可能エネルギー電気の発電の促進のため、地域の実情に応じた様々な措置が講じられている。こうした措置の適切な活用は、市町村による基本計画の作成やこれに即した再生可能エネルギー電気の発電の促進に資することから、都道府県は、市町村や設備整備者に対し、

- ① 調査事業や研究・実証事業により得られた再生可能エネルギー電気の発電に係る資源の賦存状況や立地条件等に関する情報提供や発電に関する技術的な助言
- ② 新エネルギービジョン等、都道府県の再生可能エネルギーの導入の促進に関する構想等の内容や活用可能な再生可能エネルギーの導入支援措置の紹介
- ③ 都道府県が許可権限等を有する規制であって、再生可能エネルギーの導入に関連するものに関する情報提供

等必要な援助を行うよう努めるものとする。

第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

農林地並びに漁港及びその周辺の水域は、農林水産物の供給機能や、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている、地域の貴重な資源である。このことに鑑みれば、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要なこれらの資源の確保を図るため、その農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われることが極めて重要である。このため、市町村は、基本計画の設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の事項を踏まえるものとする。

1 基本的事項

- (1) 市町村は、設備整備区域を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の未利用地や荒廃した土地等を優先的に当該設備整備区域に含めるものとする。
- (2) また、設備整備区域に農林地又は漁港若しくはその周辺の水域を含めようとする場合には、以下の点に十分留意するものとする。

ア 当該設備整備区域に含めようとする農林地又は漁港若しくはその周辺の水域の面積又は範囲が、当該設備整備区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の規模からみて適当と認められること。

イ 地域の農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさないと認められること。

ウ 協議会が組織されている場合にあっては、当該協議会において協議を行い、地域の関係農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）等の地域の関係者の合意形成を図ること。

エ 農地法（昭和27年法律第229号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）又は温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく許可又は届出の手の続の特例措置を円滑かつ適正に進める観点から、必要に応じ、これらに関する行政事務を所掌する国及び都道府県の担当部局と事前に調整を行うこと。

2 個別事項

(1) 農用地

農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）を設備整備区域に含めようとする場合には、以下の基準に従うものとする。

① 基本的な取扱い

ア 当該設備整備区域に含まれる農用地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農用地でないこと。

イ 当該設備整備区域に含まれる農用地が、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地でないこと。ただし、当該農地又は採草放牧地が、農地法施行令（昭和27年政令第445号）第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地以外の農用地であって、次に掲げるものに該当する場合にあっては、この限りでない

い。

(i) 農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地

(ii) 農用地としての再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、当該農用地において耕作又は耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧（以下「耕作等」という。）を行う者を確保することができないため、今後耕作等の用に供される見込みがないもの

ウ 当該農用地を含めることにより、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

② 風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備の取扱い

風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備については、立地場所が制約されることや、転用される農用地の面積が限定的であること等を踏まえ、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）について、これを再生可能エネルギー発電設備の用に供することが必要かつ適当であって、市町村の区域内の他の土地で代替することが困難であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、①のイにかかわらず、設備整備区域に含めることを可能とする。

ア 年間を通じて安定的に風量が観測され、風力発電設備を用いた効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該風力発電設備の用に供するものであること。

イ 小水力発電設備（かんがい、利水その他の発電以外の目的で取水し、又は放流する流水を利用するものに限る。）を用いて、農業用用水路や小河川等の落差を利用した効率的な発電が可能であると見込まれる土地であって、当該小水力発電設備の用に供するものであること。

ウ 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）の用に供する土地であること。

(2) 林地

林地を設備整備区域に含めようとする場合には、保安林として指定されていない森林に係る林地を優先的に用いるものとするとともに、設備整備区域に保安林に係る林地を含める必要がある場合には、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにするものとする。

また、設備整備区域に国有林野を含めようとする場合には、当該設備整備区域をその管轄区域に含む森林管理局との間で十分な事前調整を行うとともに、国有林野の管理経営に支障を生じないように、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項の規定により定められた地域管理経営計画との調和を図るとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な最小限の範囲とするものとする。

(3) 漁港及びその周辺の水域

漁港又はその周辺の水域を設備整備区域に含めようとする場合には、当該漁港の

利用又は保全及び当該水域における漁業に支障を及ぼすおそれがないようにするものとする。

3 被災市町村における留意事項

被災市町村においては、土地利用の再編を図りながら、地域の農林漁業の再生をはじめとする復興に向けた地域づくりが進められていることから、設備整備区域に農林地並びに漁港及びその周辺水域を含めようとするときは、当該被災市町村の農林漁業に関する復興の基本的な考え方やこれに即した土地利用に関する計画との調和に配慮するものとする。

第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

1 基本的考え方

基本計画において再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たっては、当該市町村や地域の農林漁業の発展に真に必要なものとするべきである。このため、市町村は、基本計画を作成するに当たっては、協議会の場等において地域の農林漁業の実情に詳しい関係農林漁業者やその組織する団体の意見を十分聴くとともに、設備整備者に対して、その行う事業に支障が生ずるような過度の負担を負わせることのないよう、整備される再生可能エネルギー発電設備を使って行われる再生可能エネルギー発電事業の収支の見込みや設備整備者の実行能力等を見極めながら、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容やその実施に当たっての役割分担等について、具体的に定めるよう努めなければならない。

また、被災市町村においては、復興に向けた農林漁業の生産基盤の整備や農林漁業の再生に向けた多種多様な新たな取組が進められていることを踏まえ、これらを促進するものとなるよう定められることが望ましい。

2 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

基本計画に定める農林漁業の健全な発展に資する取組については、市町村がそれぞれの実情に応じて個別具体的に定めるものであるが、参考になる取組の例として、以下の取組が挙げられる。

(1) 再生可能エネルギー発電の導入による売電収益等を活用した地域活性化に資する取組

① 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保

- ・ 発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組
- ・ 発電事業者が売電収益の一部を活用して、太陽光発電設備が整備される区域が含まれる地域において無農薬で栽培されるなど特色のある米の販売を都市部において促進する取組 等

② 農林漁業関連施設の整備

- ・ 風力発電設備の近隣において発電設備の見学者等に地元の農林水産物やその加工品等を販売する直売所を整備・運営する費用として、売電収益の一部を支出する取組

- ・ 風力発電から得られた収益の一部を基金化し、地域の重要な資源である森林の間伐や間伐材の搬出費用に使う取組
 - ・ 太陽光発電事業や小売電気事業から得られた収益の一部を活用し、地元の農林水産物を材料とする料理の提供や地元の農林水産物の加工品を開発し販売することを目的とする飲食店や直売所を整備し運営する取組 等
- ③ 農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進
- ・ 木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用間伐材等を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組や地域の再造林費用の一部を補助する取組。
 - ・ 売電収益の一部を支出して地域の漁業者が負担する漁船保険や漁業共済の保険料等の一部を補助することにより、保険等への加入を促進し、地域の経営安定に資する取組
 - ・ 売電収入の一部を支出して、農業機械や農業資材を購入又は購入費の一部を補助する取組 等
- ④ 農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進
- ・ 畜産業者から家畜排せつ物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、当該発電に伴い発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供する取組 等
- ⑤ 農林漁業者の確保の推進
- ・ 売電収益の一部を、農業高校の実習環境整備費用とし、次世代の農業者育成を図る取組
 - ・ 売電収益の一部を支出して新規就農者を支援する取組
 - ・ 売電収益の一部を支出して農地・農業用水等の資源の保管理活動や施設の長寿命化等、地域の農林漁業者が生活する集落を維持管理する取組 等
- (2) 地産地消型の再生可能エネルギー導入を促進する取組
- ・ 再生可能エネルギー電気・熱を地域内の農林漁業関連施設等に供給する取組を通じてエネルギーの地産地消や農林水産業のCO₂ゼロエミッション化に貢献する取組
 - ・ 食品廃棄物を用いたバイオガス発電（コージェネレーション・システム）による売電を行うほか、発電に伴って生じた消化液を液肥として、発電の際に排出された熱を園芸ハウスの暖房としてそれぞれ活用し、作物の生産・加工・販売を行い経営の安定を図る取組
 - ・ 発電設備で発電される電力の一部を冷凍冷蔵施設等の漁港施設へ供給することにより、電力の使用量を削減し、施設使用料の負担軽減に資する取組
 - ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて蓄電池、地域マイクログリッド、VEMS等を整備し、平常時は農林漁業関連施設へ発電した電力を供給することで施設の電気料金の削減や脱炭素化を推進するとともに、災害等による大規模停電時には避難所等にも電力を供給する取組 等
- 3 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合の留意事項

市町村は、農林漁業の健全な発展に資する取組として、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）との整合性を図るなど、当該市町村の農林業の発展方向を踏まえつつ、当該区域の設定及び当該区域において実施する具体的な取組の決定を行うものとする。

4 その他

基本計画においては、農林漁業の健全な発展に資する取組を具体的に定めた上で、これ以外の望ましい取組として、地域の実情に応じた再生可能エネルギー電気・熱の活用方法（例：災害時の学校や病院等の公共施設への電力の優先供給やバイオマス発電の際に生じた熱の有効活用等）について定めても差し支えない。

また、再生可能エネルギー発電事業の売電収益から、再生可能エネルギー発電設備を整備した土地の地代や賃借料を支払う取組や、地代等に代えて毎年の売電収益の一定割合を地権者に支払う取組だけでは、農林漁業の健全な発展に資する取組とはならないことに留意する必要がある。

第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項

1 基本計画の作成に関する留意事項

第1から第4までに定めるもののほか、市町村は、基本計画の作成（基本計画の変更を含む。以下同じ。）に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

当該市町村の未利用資源の賦存状況や土地の利用状況、再生可能エネルギー電気の発電の導入可能性、農林漁業の生産活動への影響、自然環境の保全や景観との調和への配慮の必要性等を踏まえ、地域の関係者の理解を得ながら適切に定めるものとする。また、農山漁村に存在する未利用資源を活用した農山漁村の活性化に向けた他の方策との整合性の確保を図るよう努めるものとする。

(2) 設備整備区域

市町村は、再生可能エネルギー電気の発電に利用できる資源の賦存状況、系統連系の可能性を見極めるとともに、当該市町村における土地利用に関する計画との整合性を確保しながら、設備整備区域を設定するものとする。

また、設備整備区域に自然公園の区域を含めようとするときは、優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を確保する観点から、自然公園法に基づく行政事務を所掌する国又は都道府県の担当部局と事前に調整することが望ましい。

さらに、設備整備区域に水域を含めようとするときは、船舶航行の安全性の観点から、海上保安庁と事前に調整を行うよう努めるものとする。

また、設備整備区域に漁港区域以外の水域を含めようとするときは、船舶の交通の確保やその水域周辺の適正な利用の確保又は国土の保全の観点から、港湾、海岸及び河川の行政事務を所掌する国及び地方公共団体の担当部局と事前に調整を行うよう努めるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備をするに当たり必要最小限の範囲とするものとする。

(3) 設備整備区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

市町村は、必要に応じ、設備整備者や再生可能エネルギー電気の発電について専門的な知見を有する者の意見を聴いた上で、設備整備区域において整備する発電設備の種類及び規模を定めるものとする。

(4) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する目標及びその達成状況についての評価

市町村は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による地域の所得の向上や雇用の創出（特に木質バイオマス発電の場合）に関する指標、その達成時期、これを達成するために必要な再生可能エネルギー発電設備の設備容量、総発電量に関する指標等を目標として設定するよう努めるものとする。これに加えて、集落の維持・発展（特に売電収益の一部を活用して集落の維持管理を行う場合）に関する指標などを設定することも望ましい。

また、目標に照らした進捗状況の把握、目標が達成されない場合の原因分析等の方法やこれらの実施時期を評価の内容として定めるよう努めるものとする。

(5) 農林地所有権移転等促進事業

農林地所有権移転等促進事業は、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての権利移転等を一括して行うことを可能とする制度である。農林地所有権移転等促進事業が必要とされる場面で活用されるよう周知に努めることとする。

農林地所有権移転等促進事業の適正かつ効果的な運用を図る観点から、市町村は、基本計画に当該事業に関する事項を定める場合には、以下の事項に留意するものとする。

なお、被災市町村においては、再生可能エネルギー発電設備の整備及び地域の農林業の復興に資する農林地の確保のために多くの関係者の間で土地の権利の調整が必要になっていることに鑑み、これを円滑に進める観点から、本事業が積極的に利用されることが望ましい。

① 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

市町村は、再生利用が困難な荒廃農地の有効活用や農業の担い手への農地の集約化等当該市町村の区域内でこの事業が行われることの具体的な意義を明らかにするものとする。

② 地代又は借賃の額の算定基準等

本事業により設定又は移転される権利に係る対価、地代又は借賃の額等については、地域における他の再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や農地価格等の形成を不当に歪めることとならないよう、同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等と均衡するように定めることが重要である。また、当該権利の存続期間については、その土地の安定的な利用に支障を来さないよう定めることが重要である。このため、市町村は、基本計画で定める農林地所有権移転等促進事業により設定又は移転される権利に係る土地の地代や借賃等の算定基準等について、次に掲げる点を踏ま

えて定めるよう努めるものとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代等については、当該市町村の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格や権利の設定期間等を調査した上で算定すること。当該設備の用地の権利の存続期間については、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえて設定すること。

イ 農地の地代等については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報も参考にしつつ、当該農地の生産条件等を勘案して算定すること。農地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間を設定すること。

③ 所有権移転等促進計画の作成

農林地所有権移転等促進事業を行おうとする市町村は、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定める必要があるが、当該所有権移転等促進計画の作成に当たっては、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。

イ 権利の設定又は移転に係る当事者全ての合意が得られていること。その際、土地の所有者が明確でない場合にあっては、所有者の確認作業、不在地主との調整、土地の効率的かつ総合的な利用の確保に関する地域の合意形成等に努めること。

ウ 権利の設定又は移転が行われる土地の利用目的が、当該土地に係る地域計画、農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。なお、その他の土地利用に関する計画には、国土利用計画、土地利用基本計画等が含まれる。

④ 嘱託登記の活用

農林地所有権移転等促進事業の効果的な実施の観点から、市町村は、所有権移転等促進計画を定め、その旨の公告をした場合には、速やかに当該権利移転等の内容について登記をすることにより、権利関係を安定させることが重要である。

このため、市町村は、権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成6年政令第258号）の定めるところにより、所有権の移転又は地上権若しくは貸借権の設定若しくは移転の登記について、これらの権利を取得した者の請求があるときは、速やかに、これらの権利の登記を嘱託するよう努めるものとする。

また、市町村は、基本計画において農林地所有権移転等促進事業に関する事項を定める場合には、所有権移転等促進計画を活用することに加え、嘱託登記の制度が活用されるよう関係者に対する周知を徹底するよう努めるものとする。

2 基本計画の作成についての提案に関する留意事項

市町村に対し基本計画の作成について提案しようとする設備整備者は、再生可能エ

エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域、発電設備の種類、規模等の当該整備の内容及び当該整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容並びに基本計画の作成を提案する理由を書面により明らかにした上で、提案を行うものとする。

提案を受けた市町村は、基本計画の作成の要否について検討を行い、基本計画の作成の必要があると判断したときは、速やかにこれに着手するよう努めるものとし、基本計画の作成の必要がないと判断したときは、書面等によりその旨及びその具体的な理由を当該提案をした者に対し通知するよう努めなければならない。

3 協議会における協議に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について、当該協議会における協議をしなければならない。この場合において、当該市町村は、当該協議会の構成員に対し、当該基本計画において定めようとする事項の内容やその実施に当たっての課題等について可能な限り具体的な説明を行うなど、協議の円滑な進行に努めるものとする。

4 基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

市町村は、基本計画の作成に当たっては、地域計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお、「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画において「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項」を定めるものとされている同条第3項に規定する指定都市等にあつては、基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」等の内容と地方公共団体実行計画における当該事項の内容との整合性を確保するよう努めなければならない。

なお、他の計画等との調和や整合性の確保の観点からも、基本計画については条例とすることが推奨される。

5 基本計画の公表に関する留意事項

市町村は、基本計画を作成したときは、当該市町村の公報やホームページへの掲載等により、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。また、基本計画の内容について、広く関係者への周知を行うよう努めるものとする。

6 協議会の運営に関する留意事項

市町村の基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施を図るためには、地域の関係者の意見を基本計画に適確に反映させることが重要である。このような観点から、協議会は、基本計画に定める事項やその実施について関係者の合意形成を図る場として積極的に活用されることが期待されるものである。

このため、基本計画を作成しようとする市町村が協議会を組織する場合には、次に

掲げる事項に留意して、その運営を行うものとする。

(1) 協議会の組織

市町村は、次に掲げる者を構成員として、協議会を組織するものとする。

- ① 法第6条第2項第1号に掲げる構成員に関して、市町村は、再生可能エネルギーの導入の推進に当たる職員や、地域の土地等の利用状況や農林漁業の状況を具体的に把握している職員を協議会の協議に参加させるものとする。また、設備整備区域内に農用地を含めようとする場合には、これらの職員に加え、市町村の農業委員会の委員又はその事務局の職員を協議会の構成員に加えるものとする。

- ② 法第6条第2項第2号に掲げる構成員に関して、設備整備者が特定されている場合には、市町村は、当該設備整備者を協議会の構成員とするものとする。また、設備整備者が複数存在する場合には、その全てを協議会の構成員とすることが適当である。

市町村が前もって設備整備区域を設定しようとする場合等、設備整備者があらかじめ特定されていない場合には、特定された段階で速やかに構成員に加えるものとする。

なお、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の農林漁業者の組織する団体は、それぞれの業務の目的の範囲内において設備整備者になることが可能であり、地域において再生可能エネルギー発電事業の主体となることが期待される。

- ③ 法第6条第2項第3号に掲げる構成員に関して、市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者等協議会の構成員として市町村が必要と認める者については、地域の農林漁業や土地等の利用の状況等地域の実情に即した形で再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化を図る観点から、次に掲げる者を協議会の構成員とすることが望ましい。

ア 農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）であって、設備整備区域に含まれる可能性のある農林地又は漁港若しくはその周辺の水域において農林漁業の生産活動を行う者

イ 農林漁業者等であって、設備整備区域の近隣で生産活動を行う者等、再生可能エネルギー発電設備の整備によりその行う農林漁業の生産活動に影響を受けるおそれがある者

ウ バイオマス発電の原料として当該市町村の区域内又は近隣の市町村から未利用間伐材や家畜排せつ物等が供給される場合にあっては、原料の供給に関与する農林漁業者等

エ 農林漁業者等であって、基本計画において定められる農林漁業の健全な発展に資する取組の検討に必要な知見を提供できる者又は設備整備者と協働して当該取組を実施しようとする者

オ 再生可能エネルギー発電設備の整備により生活環境に影響を受けるおそれがある住民（隣接市町村の住民を含む。）又はその意見を代表する者

カ 基本計画の作成に当たり、再生可能エネルギー発電設備の構造、特性その他再生可能エネルギー電気の発電に関する専門的な知見を必要とする場合にあつ

ては、その知見を有し、適切なアドバイスを行うことができる技術者又は専門家

キ 基本計画の作成に当たり、再生可能エネルギー発電設備の整備に際して考慮すべき自然環境、景観、生活環境等に対する影響等に関する科学的な知見を必要とする場合にあっては、その知見を有する専門家

④ ①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。

ア 設備整備区域に、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律、海岸法又は自然公園法に基づく許可又は届出が必要となる区域を含めようとする場合にあっては、これらの法律に基づく手続に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

イ 設備整備区域に国立公園を含めようとする場合にあっては、その区域を管轄区域に含む地方環境事務所の職員

ウ 設備整備区域に国有林野を含めようとする場合にあっては、その区域を管轄区域に含む森林管理局の職員

エ 再生可能エネルギーの導入の促進又は地域における農林漁業の振興に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

オ 農林漁業に関する専門的な知見を有する者

カ 基本計画の作成に当たり、整備される再生可能エネルギー発電設備を使用して行われる発電事業の事業性、リスク等についてファイナンス面から把握し、評価する必要がある場合にあっては、その実務的な知見を有する者

キ これらの者のほか、再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たり、自然環境の保全、地域の産業の振興、歴史的風致の保全等に特に配慮する必要がある事項があると認める場合にあっては、これらの事項に関する国若しくは都道府県の職員又は専門的な知見を有する者

⑤ 市町村は、②から④までに掲げる者から協議会の構成員として当該協議会に加わりたい旨の申出があったときは、これを協議会に加えるよう努めるものとする。

⑥ 国及び都道府県は、被災市町村からその組織する協議会の構成員となることについて要請されたときは、これに積極的に応ずるよう努めるものとする。

(2) 協議会の主な協議事項

① 協議会においては、基本計画の作成に当たり、法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容について協議するものとする。

② 協議会においては、作成された基本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 設備整備区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担

イ 設備整備者が農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令第13条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めよう

とする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

ウ 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

③ ②のアからウまでに掲げるもののほか、地域の実情や電源の種類に応じ、次に掲げる事項等について協議が行われることが望ましい。

ア 再生可能エネルギーの活用方法（例：災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給やバイオマス発電の際に生じた熱の有効活用等）

イ 再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加（例：地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等）

ウ 再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整（例：小水力発電における農業用水の利用に関する調整等）

④ 協議会における協議が調った事項については、市町村は、その内容を基本計画に適切に反映するとともに、協議会の構成員は、その結果を尊重しなければならない。

(3) その他

① 協議会は、協議会の組織、運営及び管理に関し必要な事項や②の協議会の協議内容の公表の内容、方式等について、その構成員間の協議を経て規約を定めるものとする。

② 協議会は、協議会における協議の記録又は概要を作成し、原則としてこれを公表するよう努めるものとする。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

7 設備整備計画の認定に関する留意事項

(1) 設備整備計画の作成及び認定の申請

設備整備計画の認定を受けようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村の基本計画の内容を十分踏まえて設備整備計画を作成し、当該市町村に認定の申請を行うものとする。

この場合において、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、認定の手続の円滑化を図るため、認定の申請の受付窓口の一本化を図るよう努めるとともに、設備整備者に対し、申請に必要な書類の準備等に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。

(2) 認定手続

設備整備計画の認定の申請を受けた計画作成市町村は、以下の事項に留意して認定に係る手続を進めるものとする。

① 都道府県知事等に対する協議

法第7条第4項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）に対し、同項の協議を行おうとするときは、認定の申請のあった設備整備計画の内容や添

付書類について事前に十分確認し、必要に応じて当該申請を行った設備整備者と調整を図った上で、協議を行うものとする。

協議を受けた都道府県知事等は、当該協議に係る設備整備計画の内容が、農地法の転用許可基準を満たしているかなどを検討し、同意の可否を決定するとともに、速やかにその旨を市町村に対し通知するよう努めるものとする。

この場合において、都道府県知事等は、法に基づく手続のワンストップ化の趣旨を踏まえ、通常の許可手続に要する時間（標準処理期間が定められている場合にあっては、その期間）を超えない範囲で決定を行うよう努めるものとする。また、都道府県においては、協議の窓口の一本化を図るなど計画作成市町村との協議を迅速に進められる体制を整えるよう努めるものとする。

なお、法第7条第4項第2号の集約酪農地域の区域内にある草地に係る酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の規定による届出を要する行為について記載がある場合における市町村から都道府県知事に対する協議については、同条の届出の適正性を担保するための措置であり、草地の形質変更にあたって新たな規制を課すものではなく、従来の届出の要件を満たせば草地の形質変更が行われるものである。このため、市町村から協議を受けた都道府県知事は、この点に十分留意し、本来の権限を超えて計画作成市町村の認定に対して関与してはならない。

② 計画作成市町村による認定

計画作成市町村は、設備整備計画の認定の申請があった場合には、当該設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであるか、また、必要な資金の確保、設備整備計画に係る地権者の同意の取付け、FIT制度及びFIP制度における事業計画認定等の状況について確認するなどにより当該設備整備計画が実施される見込みが確実であるかを判断した上で、認定の是非を判断するものとする。

なお、①の都道府県知事等に対する協議、同意等を経て認定された設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）に従って農地を農地以外のものにする場合や、開発行為を行う場合等には、各個別法の許可があったものとみなされることに留意するものとする。ただし、計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村である場合は、都道府県知事の同意を得ていなくても、法第7条第4項第1号に掲げる行為が記載された設備整備計画については、当該計画作成市町村の認定をもって、農地法の許可があったものとみなされる。この場合において、当該計画作成市町村は、当該設備整備計画を認定しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないことに留意する必要がある。

(3) 認定の取消し

計画作成市町村は、設備整備計画の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備や農林漁業関連施設の整備を行っていないと認める場合には、その認定を取り消すことができる。また、これ以外の場合において、農林漁業関連施設の整備以外の農林漁業の健全な発展に資する取組を十分実施していないと認める場合や、認定設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、認定設備整備計

画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合には、その認定を取り消すことができる。

(4) 認定設備整備者に対する指導及び助言

計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

8 防災対策及び災害発生時の対応

近年、台風の接近や上陸、集中豪雨、大規模地震等による自然災害が多発している中で、自然条件の厳しい農山漁村は自然災害に脆弱であり、発電設備の設置に当たっては、気象条件や土地条件、既設の建造物や土木構造物等を利用する場合はその耐久性や健全性を十分に把握した上で、関係する法令や基準に合致したものとする。

また、災害発生リスクを想定した対応をあらかじめ定めておくことが望ましい。

9 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する留意事項

設備整備者は、協議会における協議等の結果に即し、再生可能エネルギー発電事業の事業期間（再生可能エネルギー発電設備の整備期間を含む。）の終了時又は当該事業期間の途中で事業を中止する場合における再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法等について、設備整備計画に具体的に記載するものとする。

なお、当該撤去に係る費用については、FIT制度における調達価格及びFIP制度における基準価格の算定において、発電設備の廃棄費用がその算定根拠に含まれていることも踏まえ、適正な額を算定するものとする。

10 2以上の市町村の区域にわたって再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする場合における基本計画の作成等に関する留意事項

再生可能エネルギー発電設備の整備が2以上の市町村の区域にわたって行われようとする場合には、関係する市町村は、次に掲げる事項に留意して基本計画の作成及び設備整備計画の認定を行うよう努めるものとする。

- ① 複数の市町村が統一の協議会を組織する場合に限り、その協議会の区域を所管する市町村の合同による基本計画を作成することができること。その場合、市町村ごとの責任関係を明確にすること。
- ② 基本計画を単独で作成する場合、関係する市町村が連絡を密にしながら、整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の内容等それぞれが定める基本計画の内容に整合性を持たせること。
- ③ 協議会を合同で開催するなどにより、広域的な合意形成を図ること。
- ④ 設備整備者の設備整備計画の認定を可能な限り同じ時期に行うこと。

第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

1 自然環境の保全との調和

市町村は、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備が、地域の野生動物及びその生息環境又は生育環境、優れた自然の風景地、地質や水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることに鑑み、自然環境の保全との調和に配慮するとともに

に、必要に応じてこれらの自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討するものとする。

また、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電に当たっては、次に掲げる地域等の指定目的を踏まえ、当該地域等の保全に支障が生じないよう配慮するものとする。

- ① 自然公園法に規定する自然公園
- ② 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域
- ③ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区
- ④ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区

2 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

農山漁村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林漁業が営まれる中で、美しい田園風景、農林漁業を通じて形成された里地里山の風景等、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観が形成されてきている。このため、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際しては、景観法（平成16年法律第110号）に基づく良好な景観の形成に関する計画との調和を図るなど、農山漁村が有する景観が損なわれることのないよう配慮するものとする。また、地域における固有の歴史及び伝統を反映した関係者の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な歴史的風致の維持及び向上に配慮するものとする。

3 周辺住民の生活環境に対する配慮

再生可能エネルギー発電設備の種類によっては騒音、排水、臭気等により地域の住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることに鑑み、市町村は、設備整備区域を定めるに当たっては、協議会における関係住民の意見等を十分に踏まえ、地域住民の生活環境に配慮するものとする。

4 環境影響評価との関係

市町村は、基本計画において環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の対象事業となる再生可能エネルギー発電設備に係る設備整備区域並びに当該区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模を記載しようとする場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の整備による重大な環境影響を回避し、又は低減するための検討を行い、その検討結果を基本計画に反映するものとする。一方、地方公共団体が定める条例に基づく環境影響評価の運用については、地域の実情に応じ各地方公共団体の判断において検討されるべきものであるが、環境影響が小さいと想定される地域に立地するものとして、例えば協議会において十分に地域の合意形成を図ったと判断できるものについては、再生可能エネルギー発電設備の導入をより短期間で円滑に実施できるよう審査の迅速化を図ることが望ましい。